

CPTPP 英国加入 農林水産品に関する日英間の合意内容

1. 日本側の関税に関する措置については、現在のCPTPPの範囲内で合意。
 - (1) 英国と現行の他のCPTPP締約国を同じ扱いとする。ただし現行で一部の締約国にのみ与えている譲許（国別の関税割当等）は英国に与えない。
 - (2) 関税割当品目については、現行のCPTPP枠の数量を維持した上で、英国にもCPTPP枠の利用を認める。英国向けの国別枠は設けない。
 - (3) セーフガード品目については、現行のCPTPPの発動水準や仕組みを維持した上で、英国に対してもセーフガードを措置。（※1）
2. 英国側の関税については、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米（約20円/kg）やパックご飯（8%＋約60円/kg）等で関税撤廃を獲得。

※1 英国に対する農産品の数量セーフガード（牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、オレンジ）については、CPTPP・日英EPAのいずれで輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。

※2 日本側の関税については、英国加入議定書の発効時から英国に対して現行のCPTPPと同じ税率を適用。

※3 英国加入議定書は、英国及び全てのCPTPP締約国による締結後、60日で発効。署名後15か月以内に英国及び全てのCPTPP締約国が締結していない場合、英国及び6か国以上のCPTPP締約国が締結後（署名15か月の時点でこの要件が満たされていれば、その時点から）、60日で発効。

令和5年7月
農林水産省

1. 日本側の関税に関する措置（輸入）

- 英国と現行の他のCPTPP締約国を同じ扱いとする。
- ただし、一部の締約国にのみ与えている譲許（国別の関税割当等）は、英国には与えない。

(1) 現行のCPTPPで関税割当を設定している品目

①CPTPP枠 (TWQ-JP1~33, CSQ-JP4)

<主な品目>

- 小麦調製品、大麦、大麦調製品
- 乳製品（バター、脱脂粉乳等）
- 砂糖（新商品開発用試験輸入枠）
- 加糖調製品
- でん粉

⇒ 枠数量を変更せず、英国のCPTPP枠の利用を認める

②一部の締約国にのみ与えている 国別枠

- コメ（豪）
- 小麦（豪・カナダ）
- 麦芽（豪・カナダ）
- プロセスチーズ（豪・NZ）
- ホエイ（豪・NZ）
- イヌリン（チリ）

⇒ 英国向けの国別枠は設けない

(2) 現行のCPTPPで農産品セーフガード※¹を措置している品目

- | | |
|---------|---------------------|
| ● 牛肉 | ● ホエイ |
| ● 豚肉 | ● オレンジ |
| ● 豚肉調製品 | ● 競走馬※ ² |

⇒ 現行の発動水準を変更せず、英国にもセーフガード対象品目の譲許を与える

※¹ 英国に対する農産品の数量セーフガード（牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、オレンジ）については、CPTPP・日英EPAのいずれで輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。

※² CPTPPで輸入される英国の競走馬のセーフガードについては現行のCPTPPの発動価格や仕組みを適用する。

2. 英国側の関税（輸出）

- 日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米（約20円／kg）やパックご飯（8%＋約60円／kg）等で関税撤廃を獲得。
- なお、牛肉、茶、水産物など、主要な輸出関心品目については、既に日英EPAにおいて関税撤廃を獲得済み。

<主な品目の交渉結果>

品目	ベースレート	日英EPA合意内容	CPTPPで 英国と合意した内容
精米 （短・中粒種）	121GBP/1,000kg	除外	即時撤廃等 ^{※1}
玄米	25GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
パックご飯等 ^{※2}	8%+38GBP/100kg	除外	段階的に5年目に 関税撤廃
牛肉	無税～12%＋ 254GBP/100kg	即時撤廃	即時撤廃
緑茶	無税、2%	即時撤廃	即時撤廃
ぶり	14%～18%	即時撤廃	即時撤廃等 ^{※3}

※1 半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。
※2 パックご飯の他に、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。
※3 冷凍のぶり（フィレ含む）は段階的に5年目に関税撤廃。
※4 ポンド（GBP）から日本円への換算には2022年12月末為替レート（1GBP＝160円）を使用。